## となみっ子にっこり子育てプロジェクト



# 三世代子育で応援給付金給付事業

三世代同居の孫世代のお子さんを 0 歳から 2 歳まで自宅で育児された場合、給付金を贈呈します。

## ● 対象者 下記の条件をすべて満たす子どもの保護者

・令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれ(3歳児クラス)

## ·満3歳になってから最初の4月に初めて保育所・認定こども園に入園(所)

(生まれてから1回も保育所・認定こども園に入園したことがない)

・<u>三世代同居又は近居家庭</u>に属している(住所及び三世代同居(近居)期間:砺波市内に 1 年以上) (※近居とは・・・三世代以上の方が同一の自治振興会の区域内(庄東小学校区及び庄川小学校区は、それぞれの 通学区域内)又は直線距離 500mの範囲内に居住していること。)

## ● 給付額 (お子さん一人につき1回限り)

入園(所)時点(令和6年4月1日)から遡って

①砺波市内に住所を有し②三世代同居(近居)している期間が

3年以上	10万円
2年以上3年未満	<b>6</b> 万円
1年以上2年未満	<b>2</b> 万円

例 ・生まれてからずっと三世代同居世帯

⇒10 万円

・令和4年4月1日付けで転入及び三世代同居開始 ⇒6万円

Q. 2歳4か月のときに初めて認定こども園に 入園した場合は「2年以上3年未満」に該当し ますか?

A. 「3歳になってから最初の4月」より前に入園した場合は給付対象外です。

## ●申請方法

- ① 裏面の「砺波市三世代子育て応援給付金交付申請書」に必要事項を記載
- ② ①と<u>通帳の写し</u>を 市役所こども課 又は 市内在籍園まで提出 提出後、給付対象となる方には在籍園を通じてお渡しする市税等滞納状況の確認をするための 書類を提出

#### ● 集中受付期間

5月13日(月) から 6月7日(金)まで

#### ● この制度は砺波市独自の制度です

砺波市では家庭内での子育て、高齢者介護等世代間で支えあう機能を維持し、核家族化や少子高齢化が進展する中で人口の減少を抑制するとともに、祖父母世代の生きがいの向上及び孫世代の情操教育の充実を図るため、平成27年度からこの給付金を贈呈しています。

